

報道発表資料

令和8年7月22日
独立行政法人国民生活センター

相談解決のためのテスト実施状況（2026年度第1四半期）

2026年度第1四半期(4月～6月)は、消費生活センター等からの依頼に基づいて、26件の商品テストを実施しました。

1. 実施件数の年度別推移

年度	2021	2022	2023	2024	2025	2026(※)
件数	182	130	114	112	109	26

(※) 6月末日までの累計

2. 商品分類別実施件数

商品分類	食料品	住居品	光熱水品	被服品	保健衛生品	教養娯楽品	車両・乗り物	土地・建物・設備	その他	計
件数	0	10	1	5	3	5	2	0	0	26

(※) 第1四半期の実施案件の分類

3. 商品テスト結果の概要一覧

*掲載されている商品テスト結果は、消費生活センター等が行う商品に関する消費生活相談処理を支援するため、依頼に基づいて実施したものです。詳細についてはお問い合わせいただいても回答致しかねます。

No.	商品名	目的	商品テスト結果の概要
1	食器洗い乾燥機	食器洗い乾燥機を使用したところ、扉の二重ガラスの内側に曇りと汚れが生じた。曇りと汚れが生じた原因を調べてほしい。	苦情品は、ドアに設けられた透明二重窓のパッキンの変形により、内窓と筐体（きょうたい）との間に隙間が生じ、その隙間から庫内の水分が二重窓内へ浸入したことで、曇りおよび汚れが生じたものと考えられた。なお、パッキンの分析では化学的な劣化を示す特徴的な兆候はみられず、本事象が経年劣化によるものか、個体不良によるものかは判別できなかった。また、汚れの分析では、複数成分からなる物質であり、全成分の特定には至らなかったが、水垢由来を示唆する成分が検出された。
2	ざる	ざるを使用したところ、手にけがをした。商品に問題がないか調べてほしい。	苦情品は、ハンドルの根元等の縁の端面が表面に露出する構造になっており、露出した縁部の端面は鋭利であった。また、苦情品ラベルの注意表示に、端面やけがに関する表示が見られなかったことから、商品の構造や表示に改善の余地があると考えられた。
3	電子レンジ調理器	電子レンジ調理器を使用して冷凍食品を調理したところ発火した。発火した原因を調べてほしい。	苦情同型品を用いたテストでは、調理を繰り返して行っても電子レンジ加熱中に異常は見られなかったが、ふたをずらした状態で調理すると、ふたの一部に変色やめっき剥がれが見られ、さらに模擬汚れを付着したテストでは、電子レンジ加熱中に発火し、苦情品に酷似した状態となった。これらのことから、苦情品は、焼損部で使用時にふたがずれていたり、パッキンの亀裂、欠損等があったことに加え、パッキンと本体の間に汚れ等が蓄積し、そこにマイクロ波が集中して発火に至った可能性が考えられた。

No.	商品名	目的	商品テスト結果の概要
4	ドラム式全自動洗濯機	ドラム式全自動洗濯機で洗濯をしたところ、洗濯物が破れた。洗濯物が破れた原因を調べてほしい。	苦情品には、ドラム内面等に洗濯物の破損に影響するようなバリ等の異常は確認されず、洗濯・脱水・乾燥動作にも明らかな異常はみられなかった。一方、乾燥フィルター、乾燥内部フィルター等には大量のほこりや汚れの付着、異物が確認され、清掃前には乾燥時間の延長も確認された。また、相談者から提供された衣類等には摩耗や破れが確認されたが、比較的破損の少ない提供品等を用いた再現テストでは、破損部位の拡大等は確認できなかった。これらのことから、衣類自体が損耗していたことに加え、異物の混入や、メンテナンス不足による運転時間の延長など、使用状況上の要因により、衣類等の破損が生じた可能性が考えられた。
5	電気掃除機（スティックタイプ）	電気掃除機（スティックタイプ）を使用中、本体が破損した。破損した原因を調べてほしい。	苦情品は、上下の部品で構成される箇所がそれぞれ異なるタイミングで破断したものと考えられた。まず、下部品が使用過程における意図しない外力（接触や転倒等）により損傷し、それをきっかけに疲労破壊が進行したことで破断したと考えられた。その後、下部品の破断により使用中の負荷が上部品に集中したため、上部品のリブを起点として疲労破壊が進行したことで有効断面積が徐々に減少し、最終的にパイプおよび吸込口の重量や使用中の負荷等に耐えられなくなった段階で、急速に破壊に至ったものと考えられた。
6	電気ストーブ	電気ストーブを使用していたところ、コードのプラグ付近から発火した。発火した原因を調べてほしい。	苦情品は、電源コードの2本ある心線の1本が断線し、断線した心線の端部同士が接触したり離れたりしたことで発火したものと考えられた。また、ハサミで切られた側のコードについても心線を構成する素線の一部が断線し、うねっている様子がみられた。これらのことから、苦情品の差込プラグを挿抜する際に、電源コードの根元部分に屈曲や引っ張り、ねじれ等の力が少しずつ加わり、それらの蓄積によって、断線に至ったものと考えられた。

No.	商品名	目的	商品テスト結果の概要
7	電気温風機	電気温風機の液晶表示が故障した。商品に問題がないか調べてほしい。	苦情品は、電源ボタン周辺に付着した水分等の液体が、電源ボタン外周部の隙間から本体内部へ浸入し、電子回路基板を損傷させたことで、液晶表示がされなくなったものと考えられた。
8	ベビーサークル	ベビーサークルの素材にフタル酸エステルが含まれているか調べてほしい。	苦情品は一般的にプラスチック素材として用いられるポリエチレンで作られていると考えられた。苦情品は、その用途と構造から育児用品に該当し、食品衛生法における規制対象ではないと考えられるが、相談者の子どもが苦情品をなめる行動がみられたことから、食品、添加物等の規格基準の、乳幼児が口に接触することを本質とするおもちゃの、口に接触することを本質とする部分の可塑化された材料からなる部分の規格を参考に調べたところ、フタル酸エステル類6種類については、いずれも0.1%（限度値）以下であった。
9	マット	マットにフタル酸エステルが含まれているか調べてほしい。	苦情品のカバーはポリウレタン、クッションはポリエチレンで作られていると考えられた。苦情品は、指定おもちゃには該当せず、食品衛生法における規制対象ではないと考えられるが、その使用実態から、食品、添加物等の規格基準の、乳幼児が口に接触することを本質とするおもちゃの、口に接触することを本質とする部分の可塑化された材料からなる部分の規格を参考に、カバーについて調べたところ、フタル酸エステル類6種類はいずれも0.1%（限度値）以下であった。
10	白い粉	ベビーサークルとマットを使用していたところ、白い粉が出た。白い粉が何か調べてほしい。	相談者から提供された白い粉は、多様な構造を有するもので構成されており、吸水性ポリマーとしてよく用いられるポリアクリル酸ナトリウムを主材とする高分子化合物または類似の共重合体、繊維（綿）、たんぱく質を含むもの（皮膚、爪、食品等）等である可能性が考えられた。なお、これらはいずれもベビーサークルやマットとは分析結果が異なるものであったことから、白い粉がベビーサークルやマットに由来する可能性は低いと考えられた。

No.	商品名	目的	商品テスト結果の概要
11	電池	懐中電灯に入れた電池が発熱した。発熱した原因を調べてほしい。	苦情品の電池 3 本はそれぞれ電圧が異なっており、1 本はマイナスの電圧が表示（転極）されたことから、その電池は過剰に放電された可能性が考えられた。また、転極に加えて発熱をしていたとの申し出内容を踏まえ、苦情同型品を用いて短絡、逆装填（そうてん）、および電圧差のある電池の使用を想定した再現テストを行ったが、いずれの条件においても、再現には何らかの異常や異物の介在が必要であった。しかしながら、今回、該当する異常や異物は確認されず、原因の特定には至らなかった。
12	レッグウォーマー	暖かさをうたったレッグウォーマーを使用したところ、暖かく感じられない。保温性について調べてほしい。	苦情品の生地保温率は、苦情同型品や、相談者が過去に使用して暖かいと感じたとされる参考品よりも低く、保温性が低いと考えられた。ただし、着衣としての保温力（熱抵抗）を左右する要因としては、布地の熱抵抗（保温率）のほかに、衣服各層間に含まれる空気量や衣服の被覆面積、被覆部位、ゆとり、開口、重ね方、付属衣服の使い方等が挙げられるとされていることから、苦情品の保温性が苦情同型品や参考品に比べて低いかどうかは不明であった。また、苦情品と苦情同型品では生地の厚さと保温率に差がみられたが、苦情品は使用され洗濯も行われていることから、未使用時の状態については不明である。
13	ズボン	リバーシブルのズボンを初めて洗濯したところ、亀裂が生じた。商品に問題がないか調べてほしい。	苦情品の右足側は構成する裏側素材のポリエステルが熱により溶融し硬化したと考えられる生地の裂けがみられ、表側に生じたしわの原因であると考えられた。溶融した原因の特定には至らなかったが、苦情品の溶融箇所が 1 カ所のみであること、洗濯時に使用していたとされるポリエステル製の洗濯ネットには溶融痕等の異常がみられないことから、洗濯時の摩擦熱等によって生じた可能性は低いと考えられ、商品に問題があるとは言えなかった。

No.	商品名	目的	商品テスト結果の概要
14	ダウンコート	保管していたダウンコートの一部が変色した。商品に問題がないか調べてほしい。	苦情品は購入後の保管時に環境中の窒素酸化物と反応して変色した可能性が高いと考えられた。なお、テストにあたっては、苦情同型品が手に入らなかったため、試験実施時の苦情品のみでの評価ではあるが、窒素酸化物堅ろう度が JIS L 4107「一般衣料品」に定める基準を下回っていたことから、苦情品は窒素酸化物による変退色が生じやすい可能性が示唆された。
15	紳士靴	3～4 年前に購入した紳士靴を久しぶりに履いたところ、靴底が破損した。商品に問題がないか調べてほしい。	苦情品は、ミッドソールの構造が崩れたことで結果的にはがれた可能性が考えられた。ただし、苦情品は購入時から少なくとも 3 年以上が経過しており、新品時の状態が不明であることから、破損に至った原因は不明であり、商品に問題があったのかは不明であった。
16	帽子	帽子をかぶっていたところ、頭に傷ができた。傷の原因と考えられる帽子について調べてほしい。	苦情品は、れんげの縁に沿って複数のかたい繊維状の突出物があり、これは、芯地に使用されていた PET を主材とするモノフィラメント糸と推定された。このモノフィラメント糸の直径は約 700 μ m であり、かたく、先端が斜めにとがっていたため、皮膚と接した際には皮膚刺激を感じる可能性もあると考えられた。なお、苦情同型品が入手できなかったため、この突出物が、個体不良により生じたものか、使用状況により生じたものかについては特定できなかった。
17	ヘアドライヤー	ヘアドライヤーを使用していたところ、内部が赤熱し、火花が出て故障した。故障した原因を調べてほしい。	苦情品は、ファンを回転させるモーター内部のブラシホルダーが折損していたため、ファンによる送風がされず、電熱線が赤熱し、過熱防止装置が作動して停止したものと考えられた。なお、ブラシホルダーが折損した原因として、ホルダーの個体不良やブラシの耐久性の不足などが考えられたが、折損した断面の状況や折損したブラシホルダー先端が確認できず、原因の特定には至らなかった。

No.	商品名	目的	商品テスト結果の概要
18	子ども用歯ブラシ	子ども用歯ブラシを使用したところ、口の中にけがをした。商品に問題がないか調べてほしい。	苦情品は、前歯が当たる部分の突起が局所的に欠損していたことから、使用過程において強く噛むなどして過剰な力が加わっていた可能性が考えられた。苦情品および苦情同型品はブラシ側面の突起にわずかに面を有しているため、突起部分の接触抵抗は参考品に比べて若干大きくなると考えられたが、材質のほか、側面の突起高さや硬さにおいて、参考品と著しく異なる点はなく、ブラシ部分に危害につながると考えられるバリ等の異常もみられなかったことから、商品に問題があるとまでは言えなかった。
19	ソフトコンタクトレンズ用消毒剤	過酸化水素タイプのソフトコンタクトレンズ用消毒剤を使用したコンタクトレンズを着用したところ、目がしみた。中和できているのか調べてほしい。	苦情品 2 本と苦情同型品には、いずれも過酸化水素が含まれ、中和反応前の濃度に差はみられなかったが、6 時間中和反応後には苦情品の方が過酸化水素が多く残留しており、相談者が使用して目がしみたとされる苦情品 1 においてより多く残留していた。なお、pH はいずれもほぼ中性であった。一方、苦情品 1 と苦情同型品の間で消毒液と触媒を入れ替えて試験したところ、苦情品 1 の触媒と苦情同型品の消毒液の組み合わせで過酸化水素がより多く残留したことから、苦情品の触媒に何らかの異常がある可能性が示唆された。なお、苦情品 1 の触媒表面の外観は、表面の白い部分が苦情同型品より大きく、その部分では触媒活性を有する白金が検出されなかった。ただし、触媒の状態が使用開始時点より生じていたものか、使用により生じたものであるかは不明であった。

No.	商品名	目的	商品テスト結果の概要
20	スマートウォッチ	サウナでスマートウォッチを使用したところ故障した。故障した原因を調べてほしい。	苦情品は、高温環境から取り出してぬれた手で操作すると、画面遷移の途中で停止したり、画面が振動したりするような事象が確認された。しかしながら、これらの事象はタッチパネルに水分が付着した際の特有の事象と考えられ、基本的な動作に異常はみられなかったことから、商品は故障していないものと考えられた。なお、タッチパネルに水分が付着した際の誤作動を防止する調整や設計、製品検査画面等への意図しないモード移行の削除をすることで、使用者にとってより使いやすくなるものと考えられた。
21	モバイルバッテリー	3年前に購入したモバイルバッテリーが膨張した。商品に問題がないか調べてほしい。	苦情品は、バッテリーの充放電時における過充電および過放電等に対する保護機能を備えており、これらの機能が正常に動作していることが確認された。また、バッテリーには膨張が認められたが、内部に目視可能な異物の混入や短絡等を示す痕跡はみられなかった。これらのことから、充放電の過程で発生したガスがバッテリー内部に蓄積し、内圧が徐々に上昇したことで膨張に至った可能性が考えられた。膨張した要因として、繰り返しの使用(充放電)による経年劣化の可能性が考えられるが、明確な原因の特定には至らなかった。
22	健康器具	健康器具を使用していたところ、本体の溶接部分が破損した。破損した原因を調べてほしい。	苦情品は溶接部の破損に直接つながると考えられる打痕等の異常はみられなかったものの、破損部および破断面の詳細観察結果から、溶接ビード端部のくぼみを起点としてき裂が発生し、使用に伴う繰り返し荷重により疲労き裂が進展し、破損に至ったものと考えられた。また、苦情同型品を用いて SG 基準を参考として実施した強度試験では、ハンドル部や支柱に変形がみられ、当該基準が想定する十分な強度を有していない可能性が考えられた。さらに、苦情品の溶接部には溶接金属の溶け込み不十分な箇所が確認されており、本体構造および溶接部の品質の改善により、同様の不具合の発生を低減できるものと考えられた。

No.	商品名	目的	商品テスト結果の概要
23	カラーサンド	インターネット通信販売で購入したカラーサンドにアスベストが入っていないか調べてほしい。	苦情品のうち、未使用とされる1本（黄色）について調べたところ、アスベストの一種であるトレモライトが検出された。日本国内ではアスベスト自体や、製品中にその重量の0.1%を超えてアスベストを含むものは、製造、輸入、譲渡、提供、使用が禁止されている。苦情品は、アスベストが検出されたものの、この基準には満たない量であった。
24	ゲーム機	ゲーム機が発熱し、液漏れした。原因を調べてほしい。	苦情品は、本体左側のコントローラ周辺に付着した水分が、隙間を伝って内部に浸入し、電気接点部分に付着したことで短絡状態となり、焼損・発熱したものと考えられた。なお、苦情品のバッテリーおよび周辺に液漏れの痕跡はなく、正常に動作(充放電)しており、本体およびコントローラに付着していた液体の痕跡から、発熱の原因となった水分は外部由来であると考えられた。
25	特定小型原動機付自転車	特定小型原動機付自転車の折りたたみ部分が走行中に折れた。折れた原因を調べてほしい。	苦情品はクイックリリース装置の板状部材およびボルトが破断しており、外観および破断面観察結果から、経時使用に伴い、板状部材の内角およびボルトのねじ山に沿ってき裂が発生し、繰り返しの応力の作用により疲労き裂が段階的に進展し、最終的に破断に至った可能性が高いものと考えられた。また、板状部材およびボルトに金属疲労による複数の破損部位がみられたことから、板状部材の形状による応力集中に加え、クイックリリース装置の締付不足等が影響した可能性も考えられた。特定小型原動機付自転車に強度や耐久性の具体的な基準は設けられていないが、当該部位の形状や構造を見直すことで、同様の不具合の発生低減につながるものと考えられた。

No.	商品名	目的	商品テスト結果の概要
26	電動アシスト自転車	電動アシスト自転車のバッテリーを充電しようとしたところ、火花が散った。火花が散った原因を調べてほしい。	苦情品は、充電ポートの中央のピン（プラス極）と周囲の金属部分（マイナス極）との間に導電性の物体が接触したことで短絡し、大電流が流れて火花が散ったものと考えられた。なお、提供された充電器の充電プラグおよび鍵には、短絡による熱の影響や痕跡がみられなかった。このことから、充電時に、何らかの導電性の物体が接触した可能性があるものの、詳細な原因は不明であった。

本件問い合わせ先

商品テスト部 042-758-3165